

(別紙1) 文化庁地域文化創生本部について

1. 設置趣旨

京都市内に地域文化創生本部を設置し、本格移転の準備とともに、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行的に実施する。

2. 設置時期

平成29年4月1日

3. 庁舎の場所

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
(京都市上下水道局旧東山営業所)

4. 本部の組織

本部長 文化庁長官
本部長代理 文化庁次長
副本部長 長官官房審議官, 文化部長, 文化財部長, 文化財鑑査官
事務局(京都に常駐) 事務局長以下38名(平成29年度予定)

(参考) 事務局職員の従前の所属先(平成29年度)

文部科学省・文化庁	10
地方公共団体	16(京都府5, 京都市5, 関西広域連合6(滋賀県, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県, 堺市, 神戸市各1))
企業・経済団体	4(株淡交社, 株JTB西日本, 凸版印刷株, 京都商工会議所各1)
大学等研究者	3
大学事務職員	2(京都大学, 大阪大学各1)

ほかに、事務補佐員を3名雇用

5. 主な業務

(1) 総括・政策研究グループ

本部の総括、本格移転に向けた準備、新たな政策課題への対応のための調査研究、文化芸術創造都市づくりへの支援、東アジア文化都市2017への支援など

(2) 暮らしの文化・アートグループ

文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業、芸術祭関西公演、全国高校生伝統文化フェスティバルの開催、伝統文化親子教室事業など

(3) 広域文化観光・まちづくりグループ

観光拠点形成重点支援事業、歴史文化基本構想の策定支援など

6. その他

- (1) テレビ会議等ICTを活用しつつ、東京・京都を結んだ本部会議を定例的に開催。
- (2) 本部と地元(京都府, 京都市, 京都商工会議所, 関西広域連合, 関西経済連合会)との事業面での連携・協力を図るため、「地域文化創生連絡会議」を設置予定。